

中学校社会科公民的分野「現代家族」と教材の実践的考察

—— 関心・意欲・態度の評価に関する試論 ——

尼崎市立小園中学校

教諭 倉橋 忠

はじめに

今日の中学校社会科公民的分野「家族」の教育目標は、現代家族が危機に瀕していると理解し、憲法第24条の精神である個人の尊厳と両性の本質的平等の理念に即して、その現代家族の課題解決の糸

A

私の家も核家族です。父方の祖父母は十分に住んでいます。年をとると生活が不安になるのかしょっちゅう電話をしてきて父と長話をしています。今は祖父母共に元気なので何とかなっていますが、もしもどちらかひとりが亡くなったら困ると父といつもいっています。

私の家は3人家族です。しかし食事をいっしょに食べることはありません。私は部活で帰りはおそく、帰ったらすぐに塾に行くので夕飯を食べるのは10時頃です。父は私よりもっとおそく帰ります。たった、3人の家族なのだからせめて食事ぐらいいっしょに食べて、いろんな話をしたいと思うことがしょっちゅうあります。父は仕事で忙しく、私は部活や塾に忙しく、母はいったい何をしているのでしょうか。一番さみしいのは母かもしれませんね。

B

僕の家は直系家族です。おばあさんがいます。考えてみると、何やかやとおばあさんにみんな気をつけています。食事はやはり魚が多い気がしますし、見るテレビといえばやはり時代劇です。時どき気をつかうのがいやになりますが、僕の両親もやがて老人になるし、僕だっと思うとやはり気をつけてしまいます。

世の中には、老人ホームに入るお年寄りもいるといいますが、やはり家族は多いほど楽しいもので、僕はいっしょに住んでいてよかったなと思います。僕の両親が年をとったら、いっしょに暮らしたいと思います。

戸高「たかが食卓、されど食卓 ―核家族を考える―」pp. 23-24より引用

C 学 の 感 想

ぼくの家は完全な核家族だ。現在、ぼく以外は全員働いている。ぼくには兄がいて、すでに働いている。しかし、兄は長男だけれど、社会の時間に学習したように、家を飛び出すかもしれない。ぼくはもともと次男だから家に残るつもりはない。そうすると家には両親しかいなくなる。やがて両親は老人になる。両親の扶養は子どもの義務だから兄と協力して両親の扶養に力をつきたい。いまは平均寿命が伸びる世の中だから、老人問題はますます大きな社会問題となることだろう。

D かおりの感想

私の家は大家族の直系家族です。いつも明るく笑いがたえません。でも小さい時、お母さんがおばあちゃんがよくケンカしたのを見ています。だから私は大家族の長男のところにお嫁に行くのはいやです。でも不安もあります。それは結婚しても働いていたいからです。育児施設が不備な現在、自分の子どもを預かってくれる所はそうありません。この点を考えると、長男なら姑さんがいるから安心して働けます。だから、本当のところ、まよっています。

小森『たのしく学べる 社会科授業づくりのヒント』pp. 120-121 より引用

口を発見・思考することをめざす。

たとえば、戸高真都美は、核家族の成立史と核家族の問題点を扱い、「新しい家族」のあり方を憲法の精神に即して考えさせるところに、教育目標を設定している¹⁾。

また、小森ケン子は、憲法・民法の精神から民主的な家族を考え、核家族の問題をどのように克服して「夢のある」家族像を生徒たちに考えさせるかという点に授業の教育目標をすえている²⁾。

ともに「西洋的友愛家族」を家族の理想の理念として設定しているのである³⁾。そして、両者に共通する教材は「憲法第24条」・「核家族化」・「親等図」・「老人問題」である。しかしながら、これらの授業後に生徒たちが書いた作文において共通する問題点は、老人扶養に対する家族責任の重要性をもっぱら指摘したり、個人の尊厳と両性の本質的平等の価値規範に対する課題意識が書かれていないことである(A, B, C, Dの生徒の作文…ただし、符号

1) 戸高真都美「たかが食卓、されど食卓 ―核家族を考える―」藤岡信勝・石井郁男編『ストップ・モーション方式による1時間の授業技術 中学社会 公民』日本書籍 1989 p. 14, pp. 22-23

2) 谷川彰英序・小森ケン子著『社会科授業づくりのヒント』明治図書 1989 pp. 117-121

3) 後掲、脚注11)参照。詳細は、拙稿『中学校社会科公民的分野における教材「家族」に関する一考察』兵教大学位論文1991 p. 113

は筆者)。

これら2つの実践が提示するのは、教師が当初に設定した教育目標が生徒において学習目標として実現されるか否かは、準備された教材が真実性と典型性を構造的に内包する教材であるか否かによって規定されるのではないかという課題である。

そこで、この小論では「家族」の教材づくりの基礎的作業として、先行実践で使用された主な「家族」教材の構造を今日的な視点から概括した後に、筆者の実践(1992年7月～9月)を考察する。

1 教材構造に関する基礎研究

(1) 教材「婚姻届」の意義と限界

婚姻届は、戦後間もない時代から、憲法第24条の「婚姻の自由」をアプローチするために利用されてきた著名な教材である⁴⁾⁵⁾。また、婚姻届を教材として、実際に生徒たちに記入させるという作業を行っている授業の実践者たちは、生徒たちが意欲的に授業に参加し、授業は成功したと異口同音にいう⁶⁾。思春期にある中学3年生が、婚姻届を見て心踊る思いで授業に参加したであろうことを想像することは容易である。

しかし、婚姻届は、男女平等ないし夫婦平等を示す教材としては、不十分な構造を有している。西村絢子が指摘し、実践したように、婚姻届だけでは生徒たちは夫婦平等の問題にたどりつけない⁷⁾。しかも、婚姻届を教材化してきた多くの実践が「氏の選択問題」を見落としていた事実を無視することはできない。多くの実践の事実が示すのは、教材・婚姻届は、他の教材を待たなければ「夫婦平等」の核心に迫れないことである。

したがって、婚姻届は、憲法第24条の「婚姻の自由」にアプローチするための教材として有効であり、かつ憲法の入門教材として有効な教材である。しかし、男女平等ないし夫婦平等原則に迫るには、限界を有する教材であると言わなければならないであろう⁸⁾。

(2) 教材「相続」の意義と限界

相続制度の改正点は、戦後の民主化との関連で、家督相続の廃止と配偶者の相続権が新設されたことである。これらは、戸主制度の経済的裏付けを遮断し、相続における兄弟姉妹関係の男女平等ないし長幼による差別の廃止と、相続権における夫婦平等が保障されたものである。しかし、共同相続・

4) 筆者の調査によれば、1951年には婚姻届が有効な教材であると紙上発表されている。たとえば、石三次郎・梅根悟・海後勝雄・佐藤保太郎・重松鷹泰監修 大村栄・小林信郎・小松伴進『資料単元叢書 社会科資料単元 中学校一年』金子書房 1951 pp. 40-41が最も古く、以後、君島光夫の実践(1973年紙上発表)などによって利用法が確立されていったものである。

5) 婚姻届の「証人」の欄で、明確にすることが可能であると、君島と斉藤正が示した。

君島光夫「現在の家族制度の特色と原理(全3時間)」大森照夫編『中学校新指導要領の評価研究 社会科編3 公民的分野の評価事例』明治図書 1973 pp. 40-48

斉藤正「婚姻の届出」梶哲夫編『新学習指導要領細案化シリーズ中学校社会科指導細案 公民的分野』明治図書 1976 pp. 41-46

6) 君島光夫「婚姻届を活用した『個人と社会』の学習」柿沼利昭編『公民的分野の授業理論』明治図書1984.5 p. 79

安井俊夫「婚姻届を書こう 憲法入門」は、逐語録で活発な授業風景を報告する。同著『主権者を育てる公民の授業』あゆみ出版1980

7) 西村絢子「家族生活にどうとりくんだか 中学三年社会の実践」日本生活教育連盟『生活教育』日本標準No.294 pp. 42-49 1973

8) 「夫婦別姓」は、儒教そのものであるという近年の研究成果が発表されている。加地伸行『儒教とは何か』中公新書 1991p. 6

遺産分割においては、旧規定がほぼそのまま引き継がれた。そのため、共同相続・遺産分割を戦後の民法改正の典型教材として扱うには、慎重な態度が要求されるであろう。

共同相続での均分相続制は改正前から存在し、戦後の民法改正で妻の相続分が認められたため、法定相続分の割合を改正したに過ぎない⁹⁾。また、現行親族法・相続法の解釈では、妻の潜在的持分権を、離婚の際の財産分与あるいは、相続で回復するとするのが判例であり¹⁰⁾、相続制度は、現在進行形の夫婦財産関係を平等にできない法的限界を有する。相続問題は、被相続人との関係で、夫婦関係あるいは家族関係の解消場面での法律問題だからである。換言すれば、法律学的に相続は、継続中の夫婦関係ないし家族関係の民主化には直接的な影響を与えることが少ない場面である。

一般に相続の概要説明は、法定相続分の算出をする方法を介して、行われる。具体的には、父親を被相続人（父親が死亡した場合）として想定し、夫＝父親の遺産をどのように分割するかという事例で、相続制度の趣旨を理解させる授業が構成される。これを詳細に見れば、遺産分割図によって、夫＝財産所有者、妻＝被扶養者という、事実上の不平等の図式が具体的に示されることになる。現実的にも財産はほとんど夫の名義になっていることが多い。そこには、現実の不平等な男女(夫婦)関係・親子関係を否定する価値的判断基準を提供する構造はない。むしろ、教材「相続」は、夫婦財産の不平等の事実を前提にした事実説明的知識を内容としているのである。そのために、江戸時代に引き続いて、明治でも庶民に強要された「孝養」を中心とする、実態としての親子関係ないし夫婦関係の家族道徳¹¹⁾と、直接的に対立する価値判断基準が教材「相続」にはない。

以上のように、教材「相続」は、戸主権の廃止と、財産権における兄弟姉妹間の平等問題にアプローチすることを可能にしても、古い家族道徳を否定したり、男女(夫婦)不平等の解消を考えるための教材にはなりにくい構造を有している。このことが、戦前の家族道徳と戦後の民主化は両立するとする「二元論」¹²⁾に立つ実践や授業計画案でも、容易に家族の民主化の典型例として、相続制度の改正を取り上げることが可能にした。相続の本来の性格（家族関係終了場面に登場する法律効果としての性格）と相続制度改正の構造が、家族の民主化を扱うための教材としての限界を内包させるのである。

(3) 教材「親等図」の意義と限界

戸高は、生徒がよく知っている漫画『サザエさん』の一家の親等図を教材として利用する¹³⁾。現

9) 旧規定相続編では、第1章を「家督相続」とし、第2章を「遺産相続」としていた。戦後の民法改正は、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急措置に関する法律」(昭和22年法74号)の第7条1項によって実施されたものである。同法第7条1項は「家督相続に関する規定は、これを適用しない。」とするだけの簡単な規定である。中川善之助『相続法』有斐閣 1964 pp. 28-30

10) 最高裁判所判決昭和36(1961)年9月6日(民集15巻8号2047頁)は、「夫婦は一心共同体であり一の協力体であって、配偶者の一方の財産所得に対しては他方が常に協力・寄与するものであるとしても、民法には、別に財産分与請求権、相続権ないし扶養請求等の権利が規定されており、右夫婦の相互の協力・寄与に対しては、これらの権利を行使することにより結局において夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされているといえることができる」と判示する。この判例は、ほぼ確定したといつてよい。同旨の判決が、最高裁判決(1975年5月27日(民集29巻5号641頁))、最高裁判決(1978年2月16日(家裁月報30巻8号38頁、判例時報885号113頁))で繰り返されている。南博方「財産分与としての不動産譲渡と譲渡所得税」『別冊ジュリスト 家族法判例百選(第四版)』有斐閣 1988 pp. 48-49

11) 筆者は、この儒教(朱子学)の家族道徳観に基づいた家族観を「日本的友愛家族」とよび、個人の尊厳と男女平等を基調とし家族観を「西洋的友愛家族」とよぶ。江戸幕府は、「慶安御触書」(1649年)で、「孝」を「百姓」に強要し、以後「孝行」を徹底するため「書付」を出している。たとえば、「享保五年の書付」『徳川禁令考』巻四十四

12) 拙稿『中学校社会科公民的分野における教材「家族」に関する一考察』p. 113

13) 前掲 戸高「たかが食卓、されど食卓・核家族を考える・」pp. 18-19

場の教師が一般によく利用しているものである。具体性と、生徒の興味を引きつける要素を併せ持つ教材であり、親等図の理解を効果的にする教材である。さらに、「サザエ一家」は、大家族であり、核家族と大家族の双方の家族形態をとらえることができる。戸高も、この点を利用しており、核家族と大家族（戸高は直系家族で説明）の両家族の違いを理解させるのに利用している。

ところで、親等図は家族の範囲を示すものではなく、親族の範囲を示すものである。しかも、6親等という現実には存在不可能と考えられる人的範囲まで対象としている。そのために立法的にも疑問視されている。親等図は、かつての「家」を示す場合には、教材としての機能を備えている。しかし、現実の生活共同体を示す教材としては機能しない。そのために、過去の実践の多くは、家族範囲を示す、法制度としての教材に「戸籍」を選択した。相続と親等図の教材構成で授業展開すれば、「家」の発想を否定することは困難である。相続と親等図の教材構成は、生徒たちのもっている「伝統的な」家族観を葛藤状況に導くものではなく、法的に社会的事実を確認させる。そのために、価値規範の対立は起こりにくい。仮に、「家族制度」の説明を正確にし、戦後の憲法・民法改正の典型として、相続と親等図をあげれば、「家族制度」と対立する規範的価値は、法規範の構造上からも少ない。むしろ、その2つの教材構成は、「家族制度」の説明を補強するのである。そのことにより、「家」から離れつつある生徒でも、「家」に舞い戻る可能性が高くなるのである。

なお、「サザエ一家」は、磯野と河豚田^{ふぐた}の核家族が同居した大家族である。しかも、経済的には中流か、それ以上の家族である。「サザエ一家」を、法的な価値規範を含む教材として家族像を示すことで「多様な家族」は、事実上否定される。なぜならば、生徒たちの実際生活とは「かけ離れた」家族であるおそれがあるばかりでなく、「サザエ一家」が理想の家族として示されたと理解される可能性が高いからである。

さらに、そこでは性別分業が行われている。ちなみに、この点で漫画『サザエさん』を批判する立場もある¹⁴⁾。

2 「現代家族」の授業実践

(1) 授業前の生徒の「現代家族」に関する知識の状態と特殊事情

事前調査の結果、大半の生徒は家族生活に関する用語を知っている。しかし、家族制度や家族形態に関する用語を知る生徒の割合は低かった。家族に関する個人の役割については、特に性別分業主義に関する意識態度と、女性の職業に対する意識態度を調査¹⁵⁾したが、性別分業主義を肯定および、女性の就業を否定するものに男子が多かった。

なお、生徒の家族実態を事前調査できなかったことをお断りしておきたい。なぜならば、校区には、親のない、あるいは親から離れて暮らしている子どものための、福祉施設「子供の家」があり、どの学級にも、その「子供の家」からの登校生がいる。そのため、家族構成等の調査はできなかった。該当生徒の心情を配慮してのことである。また、離婚による母子家庭、父子家庭も少なからず存在し、

14) 村松泰子「テレビに登場する女たち」竹田京子・木村栄・田中喜美子編『主婦はつくられる』汐文社 1983 pp. 231-233

15) 原ひろ子編『母親の就業と家庭生活の変動』弘文堂 1987年の調査項目を参考にした。

筆者の担任した1学級だけでも3家庭存在した(これは本校の場合、平均的な数である)。

(2) 「現代家族」の到達目標の概括

わが国の場合、少なくとも昭和初期には、核家族が全家族形態の過半数を占めていた。産業化は「核家族化」を促進し、戦後の高度経済成長は、それをさらに進行させた。

一方、高度経済成長を支えたのは、戦前の教育を受けた「家」精神から抜け出せない男たちであった。「家」の崩壊で、忠誠を誓う対象を失った男たちは、「家」的企業に忠誠を誓う「企業戦士」になった。すなわち、高度経済成長の原動力は、「企業戦士」であったのである。そこに家族の崩壊が始まった。それと同時に社会の高度な産業化は、職住分離をもたらした。職住分離が性別分業主義を定着させた(1960年代)。

また、高度経済成長は、国内市場拡大戦略を展開し、高度消費社会を到来させた。学歴社会は、受験地獄を拡大し、父＝夫不在家庭を生みだし、母子癒着の背景をつくりあげた。政府の持ち家政策は、郊外にマイホームを求める家族を生みだし、遠距離通勤が当たり前になり、父親不在家庭は増大した。母親だけの家庭教育・しつけが当然となったのは、夫＝父親の過労にあったのである。ここに家族機能低下の一因がある。「核家族化」に原因があるのではない。そして、高進学率が、低賃金労働者層を支えていた未婚女子労働力を労働市場から奪うことになった。ここから、主婦パートの増加がはじまるのである。

以上をまとめると、「家」的企業体質によって、父親＝夫を奪われ、現代家族は、崩壊の危機に瀕していると集約できる。そこに、高齢化の波が押し寄せ、老親同居扶養の強要が追い打ちをかけるという構造が、典型として浮かび上がる。

現在、近未来、まさに家族は、社会構造の中で危機に迫いやられ、ぎりぎりのところで耐えている。今日、「女子差別撤廃条約」を象徴とする国際的な潮流は、性別分業主義を克服する、実質的な男女平等の社会・家族の建設を目指している。それは、家族内での個人の尊厳の確立と、子ども中心の家族の建設に向けられている。これが授業「現代家族」の「知識・理解」に関する到達目標の全容である。

(3) 授業計画(全3時間)

授業は、3時間構成とする。

1時間目の到達目標(基本性の学力)は、家族類型と今日の家族制度の趣旨の理解に設定する。

2時間目の到達目標(基本性の学力)は、家族生活に関する規範的知識を理解することに設定。

3時間目は、現代家族の課題と自分の将来の家族を考える到達目標と方向目標を設定し(主として発展性の学力)、授業全体は、OpenEndの授業構成とし、学習意欲のみならず課題意識の継続・発展を狙う。

◎ 指導計画(全3時間)

観 点	教育目標・到達度目標 (評価基準)	教材(指示・発問を含む)	概念的知識 (キー・ワード)	生徒の学習活動
1 時	◎婚姻届の意味を説明できる。	◎婚姻届(市役所の戸籍係の窓口で もらった実物を見せて、コピーを	婚姻・夫婦・戸籍	◎婚姻届に記入する。

動機付け	◎家族の基本的な分類が説明できる。	配布。 Q「では、質問。婚姻届で何が法的に始まるのだろうか。」 ◎家族類型の説明	夫婦家族 核家族 直系家族 大家族 小家族	◎結婚から夫婦家族がスタートすることを考える。 ◎家族の類型を知る。
資料活用技能	◎民法改正の趣旨を民法旧規定との対比から説明できる。 ◎戦前から、「家」制度は、家族実態とずれていたことを説明できる。 ◎法改正と家族実態の関係を説明できる。	◎民法旧規定 (新旧民法比較一覧表・後掲) Q「次に、民法の旧規定と、今君たちが書いた、婚姻届の中身と違うところを発見して下さい。」 ◎統計資料「核家族率の推移」 (資料出所：井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック』有斐閣1991年) ◎現行民法の概説 説明は、簡単にとどめる。	婚姻の自由 氏の選択の自由 家父長制家族 「家」制度 民法改正・新憲法	◎民法旧規定と婚姻届の内容の違いを発見する。 ◎双方の比較から、発見した違いを発表する。 ◎統計資料を見て、核家族が戦前から多かったことに気づく。 ◎法改正が、民主化だけではなく、家族の実態に合った法制度の改正であったことを知る。
2時 動機付け 知識・理解 関心	◎具体的な家族生活の中にも男女平等に関する問題が潜んでいることを説明できる。 ◎憲法と民法改正の関連を説明できる。 ◎現在の家族の法制度について基本的なことについて説明できる。 ◎個人の尊厳の具体的な意味を説明できる。 ◎現代家族の課題としての男女平等・性別分業主義の克服問題に対して自分の態度を考えることができる。 (この授業では、Open-end)	Q「夫が働いて手にいれた給料は、妻のものか、それとも夫のものか。あるいは夫婦二人のものでしょうか。」 ◎新旧民法比較一覧表 Q「改正前の民法では、どちらのものだったでしょう。」 「今では？」 ◎最高裁判所の判例では、夫の給料は夫の特有財産とされていることを説明する。 ◎家督相続と均分相続のちがい。 ◎妻の相続権の新設を説明する。 ◎憲法第24条 ◎民法旧規定の「家」制度・戸主権 Q「一人だけが犠牲になるような生活の仕方は、個人の尊厳に反しないだろうか」 ◎資料「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」	男女平等 家事労働 妻の家事労働 相続制度の改正 家督相続 均分相続 妻の相続権 婚姻の自由 個人の尊厳 両性の本質的平等 「女子差別撤廃条約」	◎自分の意見を発表する。 ◎民法旧規定の中から、夫婦財産制に関する規定を発見する。 ◎妻の財産を夫が管理し、妻には財産管理権がなかったことを知る。 ◎家督相続が戦後に廃止され、均分相続だけになったこと。妻にも相続権が認められたことを知る。 ◎「家」制度が、個人の尊厳を無視した制度であること、男女不平等に基づいていたことを知る。 ◎「女子差別撤廃条約」の意義を知り、これからの家族の課題を考える。
3時 知識・理解 資	◎家族の教育機能について説明できる。 ◎現代家族の課題を上げることができる。 ◎統計資料から、共働き率	Q「たとえば、江戸時代までの農耕中心の社会で人々が生きて行くために必要な知識はどこで知ったのでしょうか。だれが教えることができたのでしょうか。」 Q「さて、それでは現代では？」 ◎家族機能について説明する。 ◎共働き率を示す統計資料 (資料出所：井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック』有斐閣1991年)	家族機能 教育・休養・経済(家計)・生殖	◎教育の中心が、村社会と家族であったことに気づく。 ◎共働き夫婦が増加していることを確認する。

料活用技能	が上昇していることを説明できる。 ◎共働き夫婦の増加している原因を説明できる。	Q「なぜ、共働き夫婦が、増加しているのでしょうか。」 Q「1980年を基準に考えた場合、1人の勤労者の生涯手取りは、約1億円です。2人の子どもを高校を卒業させるまでに、約3,200万円、夫婦の生活費に、約4,000万円から5,000万円かかります。残るのは、約2,800万円以下です。これで家を買うとしたら、どうすればよいのでしょうか。」	家計・教育費・マイホーム建設資金 高度経済成長・女子の進学率の向上	◎家計・社会構造の変化に気づく。
思考・判断	◎共働きに関連して生じる家族の課題を上げることができる。	Q「共働き夫婦・共働き家族で困る問題は何があるのでしょうか。」 ◎家事労働時間の統計資料 (資料出所：経済企画庁「生活時間に関する調査」)	家事分担 性別分業 女性(妻)の二重労働	◎共働き夫婦で生じる問題を考える。
思考判断	◎家族内での男女平等について、具体的かつ合理的に考えることができ、自分の意見をまとめることができる。	Q「では、家事分担の問題を考えてみましょう。」 Q「どうすれば、男女平等が家族内で実現するのでしょうか。」 Q「夫は、さぼっているのでしょうか。」	家事労働 男女平等	◎家族内での男女平等の実現について、家事労働分担問題を通じて考える。 ◎性別分業について具体的に考える。
知識・理解	◎現代の労働条件の厳しさについての認識をもち、家庭責任を男性が履行することが困難な状況にあることを説明できる。 ◎家族内での男女平等を実現するための方法を考えその自分の意見をまとめることができる。	◎過労死についての手記 「おとうさんへの手紙」 (資料出所：全国過労死を考える会編『日本は幸福か』教育史料出版会1991) Q「夫は家事を手伝えるのでしょうか」 Q「多くの夫婦が、専業主婦を選択したり、妻がパート・タイマーとして働いている現実はこのあたりに理由があるようです。」	企業戦士・過労死 単身赴任 家庭責任 専業主婦 パート・タイマー 労働条件の改善 社会保障制度の充実 地域社会での協力	◎夫の過労死について、残された妻の手記を読む。 ◎現代社会の男性の労働条件について考える。
関心・態度	◎政府・立法の具体的な政策について説明できる。 ◎自分が創る、自分の家族像について考えをまとめることができる。	◎育児休業法 Q「ここで、現代の家族のかかえる課題に対して自分の創る家族とその理想を考えて下さい。」	育児休業法	◎自分が将来創り出していく理想の家族について、自分の意見をまとめる。

(4) 授業の展開と教材構成

① 第1時間目(婚姻届を教材に)

第1時間目は、公民的分野の導入教材として、婚姻届を使用し、生徒たちに婚姻届に記入させてみた(記入用紙は、複写印刷)。実物を掲示しながら、市役所の戸籍係でもらってきたものである旨の説明をした。生徒たちは、しばらくざわついてはいたが、やがて照れながら記入し始めた。6クラスで試

みたが、いずれのクラスでも教材・婚姻届は、導入教材として生徒たちの学習意欲を高める効果を十分に有していることが確認できた。また、生徒たちは「結婚」は知っていても、「婚姻」は知らない。日常生活用語と法制度上で使用される言葉の違いを感じさせることも同時に可能になった。特に、婚姻届を利用する場合、使用されている用語の意味がわからない生徒が多く出て、用語の解説だけでもかなりの時間(およそ10分)を費やした。質問が普段の授業よりも多く出たからである。

筆者の実践では、婚姻届から夫婦家族・核家族・直系家族の家族類型へと展開し、その後で民法旧規定を使用しながら、戦前の法制度と家族実態が一致していなかったことをグラフと統計資料から読みとらせた。民法改正の必然性を感じとらせるための布石を投じたつもりであった。しかし、民法改正の社会的背景の理解度を定期考査(総括的評価)で試したが、通過率(38%・記述式)で、半数以上の生徒が理解できていなかった。この総括的評価の結果は、法制度と社会的事実としての家族類型を同時に理解させる授業展開となり、構造的に難解な授業となった故であろう。むしろ、婚姻届から法制度上の問題に展開した方が単純な授業構成となる。教材配列の改善・工夫の必要性が、今後の課題として残された反省点である。

② 第2時間目(家事労働と夫婦平等)

第2時間目は、今日の家族生活の問題点として、夫婦平等問題を取りあげた。冒頭に行った「夫が働いて得た給料は、だれのものか」という発問で、どのクラスでも議論が活発になった。女子の大半は、男女平等を根拠に、妻の持ち分を主張した。しかし、その女子たちは、妻が働いて得た給料については夫の持ち分を認めなかった。この後者の点については、ほとんど例外がなかった。そこで、男子との議論になり、女子の根拠は「妻の家事労働」にたどりつくことになった。その段階では、家事労働は女性がするものと考えていたのが、男女とも過半数を超えていた(授業中に、挙手で意見を求めた)。議論の後、戦前の旧規定と戦後の改正民法の夫婦財産制を教材として利用した。そこでは、生徒たちは戦前の妻の無能力制度に不可解さを示した。給料の持ち分については、今日の最高裁の態度・解釈に「やりきれない」と女子生徒たちがつぶやいた。続いて、戦前の家督相続と均分相続を教材にした。戦前の均分相続を利用したのは、前述したように、均分相続が改正民法の特徴とは学問的に言えないからである。その後で、今日の妻の相続分を追加説明した。さらに、家督相続と関連させて、戸主権を扱い、その後で婚姻の自由や居住地の自由を教材に、憲法第24条と個人の尊厳を説明した。そして、今日の家族生活の課題を考える資料として、「女子差別撤廃条約」を配布して読ませた。

③ 第3時間目(家族機能から今日の家族の課題を考える)

第3時間目は、家族機能から今日の家族の課題を考える発展的な学力のための時間である。家族機能の教材として、初めに教育を取り上げた。農耕社会時代での教育が村と家族中心であったことが、生徒たちの議論から推理として出てきた。当初は、生徒たちの知識から寺子屋が出てきたが、やがて寺子屋以前の社会に議論が発展する段階で推論が出たのである。次に、今日の家族実態の典型として、共働き夫婦を教材として取り上げた。共働きの原因の多くが教育費とマイホーム資金であることに、生徒たちが気づくのに時間はかからなかった。そこで、共働き夫婦の家庭で生じる課題を考えさせた。そこでは、家事労働の分担問題が男女平等との関係で議論になった。女子生徒は「夫も家事労働をす

るべきや」と主張した。男子生徒は黙った。そこで、「過労死の手記」¹⁶⁾を教材資料として配布し、読ませた。この手記は、保育所に通う二人の子どもの書いた、亡き父親に宛てた作文が中心であるために、主要部分のほぼ全文がひらがなである。普段、ツッパリにあこがれている生徒の目がうるんでいるのが見えた。しんみりとした教室に、教材資料として育児休業法の条文プリントを配布しながら、「現代社会の家族がかかえている課題を整理して、自分の理想の家族をつくるための方法を考えてみてください」としめくくった。

筆者は、年間指導計画の一環として、公民的分野の導入に共働き夫婦と過労死を教材に利用した。共働き夫婦と過労死は、家族問題であると同時に社会・労働問題である。経済的分野で日本の経済構造を扱う際にも、これらの教材内容を生徒たちがよく覚えていて利用できた。また、その前に社会問題として、高齢化社会を扱ったが、ここでは生徒たちの方から、家族の現状と過労死に代表される社会条件をあげて、家族責任だけでは高齢化社会を乗り切れないという議論がどのクラスからも出た。

3 授業「現代家族」の教材と「関心・意欲・態度」

(1) 「関心・意欲・態度」をどう理解するか

最近、にわかに「新学力観」、わけでも「関心・意欲・態度」をどう理解し、どう授業実践するかで、教育現場の議論は分かれている¹⁷⁾。筆者は、「関心・意欲・態度」を学力の1態様である¹⁸⁾とし、次のように仮定して授業実践に挑んでいる。

生徒指導要録の評価で言う「関心・意欲・態度」とは、社会科の学習を通じて形成した基本的な学力(「知識・理解」や「資料活用技能」¹⁹⁾)をもとにして、形成される社会科的な発展的な学力²⁰⁾である。「社会的事象への関心」²¹⁾は、ある社会的事象を具体的に社会科学的な研究対象としてとらえようとしたり、社会科学的な手法で説明しようとする意識・行動の傾向である。また、ここで言う意

16) 安田秀美「おとうさんへの手紙」全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か』教育史料出版会 1991 pp.10-15

17) 特に中学校社会科の場合、「社会的への関心・意欲・態度」を「社会科の授業への関心・意欲・態度」に読み変えてしまっている実践されている場合が多い。

18) 田中耕治は、戦後の学力モデル論を「段階説」と「並行説」に分類整理した上で、試案的に独自の学力モデルを提起している。田中によれば、認知領域と共に情意領域も、基本性と発展性がある学力である。

田中耕治「学力モデル再考」兵教大教育方法講座『授業の探究 第4号』1993.3 p.19

19) 「知識・理解」と「資料活用技能」が基本的な学力であることについては、大方の意見である。たとえば、倉持重男「中学校社会科の学力と授業」歴史教育者協議会編『歴史教育・社会科教育年報 1993年版』三省堂 1993.8.15 p.147

20) たとえば、倉持重男は、社会的思考・判断を発展的な学力であるとしているが、「興味・関心・意欲」を「学力を支える大事な要因、または目標と考えるべきではないか」としている。前掲 倉持「中学校社会科の学力と授業」p.146

しかし、倉持の学力観は目標と分離されていて、目標の位置づけが不明確になる点で賛同できない。

21) 「社会的事象への意欲」は、具体的には、すすんで自分の学習上の疑問点を調査したり、ノートにまとめるというような行動に現れたときに、学力としての内容をもつと考える。筆者は、次のような評価項目(視点)で、ノートを評価している。

◎ ノートの評価基準(5段階)

- A ノートに工夫(内容がわかりやすいように構造化されている等)が見られ、自分で調べたことなどが整理されている。
- B 板書を中心にまとめているが、自分で調べたことが整理されていない。
- C 内容的(板書など)に欠落がある。かつ、自分で調べたことが整理されていない。
- D 内容的(板書など)にかなりの欠落があり、かつ、指示された学習(テスト直しなど)をしていない。さらに、自分で調べたことが整理されていない。
- E 内容的(板書など)にかなりの欠落と、構造的な混乱があり、指示された学習がされていない。かつ、自分で調べたことが整理されていない。

欲とは、そのような関心を持って社会事象を自主的に調べたり、調べた結果をまとめるような行動傾向が現れることである。

さらに、「社会的事象への態度」は、いわゆる「授業態度」ではない。社会的事象の多くは、たいいていの場合、学ぶ者に何らかの意志決定あるいは価値判断を要求する。その意志決定や価値判断を、客観的・合理的で、かつ公正な過程を経て導き出すことができるか否かが重要²²⁾な内容となる。その内容の部分々は、「社会的思考」と言うべき学力である。「社会的思考」を重ねて導き出された「結論」が、「社会的事象への態度」であると言えよう。しかし、この「結論」部分は、いわゆる「個性」のレベルのものであり、評価対象にはなじまない。したがって、評価対象としては、「社会科的な態度」が育っているかどうかにかたがね絞られよう。「社会科的な態度」とは、態度決定を迫られる場面で、社会科のテクニカルタームを適切に利用し、客観的な事実を指摘し、結論(態度)を導き出すまでの方略に「社会科的思考」をとろうとする意識の傾向であると理解する。それは、社会科学学習を通じて形成される表現能力が高まっているかどうかに着眼することで可能となるであろう。この社会科的な「表現能力」が現れているかどうか、社会科の評価における(社会科学的)「態度」である。

筆者の「関心・態度」に関する総括的評価は、以上の理解から、作文を書かせる方法を採用している。作文(表現力)には、総合的な理解力や応用力が現れやすく、「関心・態度」を発展的な学力として理解した場合、この総合的な理解力や応用力を評価することになるからである。

(2) 「現代家族」の授業と性別分業主義に関する「態度」

授業の前後(授業後は、授業の3カ月後に実施)で、生徒たちの性別分業主義(以下、分業主義と省

「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。あなたは、この考え方を「もっともだ」と思いますか、そうは思いませんか。

- 1 もっともだと思う。
- 2 どちらともいえない。
- 3 そうは思わない。

略)に対する態度を、左の内容項目で、アンケート調査²³⁾した。授業前では、分業主義を肯定する者(回答1の者)が20.7%、態度中立の者(回答2の者)41.3%、否定する者(回答3の者)38%の割合で

ある(表①)。

この調査結果は、筆者が前回市内の他校で調査した結果(1991年10月)及び、原ひろ子らの東京都内での中学生調査の結果(1985年)ともほとんど変わらない^{24)、25)}。

しかし、授業後には、その割合に変化が生じている。分業主義を肯定する者は13.5%、態度中立の者41.3%、否定する者45.2%の割合である。態度中立の者の数は前後で同数であるが、その内訳を見

22) 規範的知識の選択の結果は、「最終的には、生徒の選択にまかされるべきである。しかし、任意に勝手に選択すれば良いというものではない。[…中略…] 最大限の合理的意志決定過程に組まれることが必要である。この合理的意志決定過程の意図的構成こそ、社会的考え方の育成過程」である。岩田一彦『地理教科書を活用したわかる授業の創造』明治図書p.21

23) 前掲 原ひろ子編『母親の就業と家庭生活の変動』のアンケート調査項目を参照した。

24) 前掲 拙稿『中学校社会科公民的分野における教材「家族」に関する一考察』資料編「意識調査」p.6

なお、筆者の調査は、筆者の前勤務校で実施したものである。調査対象は、全学年に対して無作為で実施したが、第3学年の場合、公民的分野で「家族」学習及び人権学習を(日本書籍の教科書を教材に使用)既習時点での調査である(筆者以外の教師の学習指導による)。

25) 前掲 原編『母親の就業と家庭生活の変動』。原らの調査では、母親が有職の中学生の回答の内、分業主義を肯定する者21%、態度中立の者41%、分業主義を否定する者38%である。同書p.73。

性別分業主義 に対する態度	授業後 (208人)			
	肯定 28人	中立 86人	否定 94人	
授業前 (208人)	肯定 43人	ア 9人	イ 19人	ウ 15人
	男子 31	男子 9	男子 11	男子 11
	女子 12	女子 0	女子 8	女子 4
	中立 86人	エ 13人	オ 50人	カ 23人
	男子 47	男子 8	男子 31	男子 8
	女子 39	女子 5	女子 19	女子 15
	否定 79人	キ 6人	ク 17人	ケ 56人
	男子 29	男子 5	男子 6	男子 18
	女子 50	女子 1	女子 11	女子 38

(調査人数は、授業の前後2回の両調査に回答した者のみをカウントした。)

(表①)

(3) 定期考查の答案に現れた教材の効果

定期考查(総括的評価)での答案を、前掲の表①にしたがって整理し、答案の中で生徒たちが指摘している内容から、教材の効果を以下に考察する。

Y. N
現代家族の問題はさまざまが自分の理想を実現するにはまずマイホームの資金の増加が問題であると思う。今家を買おうとするととても金銭になっちゃう。一生ローンでかえしていくのもかんたんそうではない。そうになってしまうとおいつめられて働くしなくなる。食費にくわえて子供ができると子供につかうお金もでてる。こうなると共働きをしてお金をためようとする家族がほとんどになると思う。しかし僕の理想はそういった中で共に助け合える妻がいて子供の顔を見ると安心できるような家庭がいい。このような中から生きがいを見つけつつ生きていければいいと思う。

(答案①)

困難であろうと推測できる(共働きを取り上げたのは、受験者206人中59人)。

S. M
私が大人になってけっこうしたら、子どもができるまでは働いて、子どもができたら仕事をやめたいと思います。けれど、もし夫の給料だけではやっていけなければ内職とかすると思う。外国から日本人は働きすぎだといわれるが私もそう思う。けれど働かなければ食べられないし、すぐくたいへんだと思う。このごろ過労死が多くなっているけど、このことについて日本の政府がどう思っているのかと思う。もう少し働く時間を少なくできたらと思う。

(答案②)

てみると固定されているのではない。授業前に肯定・中立・否定の態度を選択した者の中から、授業後の「態度中立」者が生じている。このような「態度」変化を生じさせた教材は何だったのか。総括的評価(定期考查)で、「自分の理想の家族」について、意見をまとめる作文を書かせている²⁶⁾ので、この作文(答案)から探してみたい(考查問題の詳細は、後掲「資料」)。

肯定の立場を変化させなかった者(20.9%・表①ア、全体中4.3%)の一人、Y. Nは、現代家族の問題中でマイホーム建設資金の高騰を指摘しつつ、共に助け合える家族を理想としている(答案①)。共働き夫婦及び女性の就業を、女性の自己実現に結びつけて考えようとする視点はなく、男女平等についての検討もない。ここから、男子の場合、教材「共働き夫婦」のみでは、女性の自己実現の可能性を拡大する生き方としての女性の就業に、接近することは

分業主義肯定から、態度中立に変わった者(4.2%・表①イ、全体中9.1%)の一人、S. Mは、男性の所得だけでは生活しづらい今日の家族生活を思考の前提にする(答案②)。過労死問題が現代家族の危機を招来する点を指摘し、政府の対策について疑問を示している(受験者206人中81人が過労死問題を取り上げている)。

26) 採点基準(次の項目につき、1項目1点を原則とする) (5点満点)

- ① 将来の「自分の理想の家族」像が具体的に示されていること。
 - ② 現代家族の問題点が指摘されていること(家族機能との関連で)。
 - ③ 家族生活に影響すると思われる社会事象を取り上げていること。
 - ④ 子どもの利益優先・個人の尊厳・男女平等などの価値規範との関係で現代家族の課題を考えていること。
 - ⑤ 理想実現のために、現代家族の課題の解決方法を考えていること。
- (「理想」と「課題解決方法」との間に論理矛盾がある場合など、文章全体が論理的に成り立たない場合は、減点2とする。)

また、分業主義肯定から否定へと態度変化させたした者(34.9%・表①ウ、全体中7.2%)の一人、S. Kは、2時間目の授業の際には、性別分業を肯定する立場から、夫の給料に関して妻の持ち分を認め

S. K

昔の封建的な古い考え方はやめ、子供も妻も、平等で、対等な立場で話し合えるような家族にしたい。この前、過労死の作文をよんで、これは他人ごとではないと思った。なぜ、そんなことになるまで必死に働かないといけないのかよくわからん。政府や会社の上のやつは、下のやつを人間と思っていないのちがうか。もっと休息や家族団らんを与えてやってほしいと思う。毎週土曜日休みにしてほしいと思う。

(答案③)

る議論をした。しかし、授業後の定期テストの作文では、男女平等を家族理念の理想

として、分業主義否定を前提に論を展開している。彼は、過労死問題の克服を軸に、家族の理想に迫ろうとしてい

るが、分業主義を否定した理由は、男女平等以外、明らかではない(答案③)。

これらS. M及びS. Kの作文からは、家族生活と社会問

題が関わっていることに気づかせる教材として「過労死の手記」が機能していることが読みとれる。

A. Uは、中立の立場から分業主義肯定へ変わった者(15.1%・表①エ、全体中6.3%)の一人である。彼女の論拠は、「家内」という言葉である(答案④)。「伝統的」な言葉に信頼を置いて「家族を守る」という視点から男女の役割を思考する。ここでも、教材「共働き夫婦」は生徒の中で、価値的に対立するものとして

は機能していない((答案①)参照)。「共働き夫婦」は、現実的な家計上の問題として取り上げられている。また、家族理念としての夫婦平等は、「家族を守る」という役割分担の中でとらえられている。それが、現実社会の状況に合わせた結論を、彼女に選択させたのかも知れない。

中立の立場を変えなかった者(58.1%・表①オ、全体中24.0%)、Y. Iは、自分の希望としての専業主婦が現実には、経済的なことを考えた上で、不可能であ

ろうと考えている(答案⑤)。また、女性の就業を生き甲斐と捉え一般論として肯定しているために、簡単には結論(態度)を決定できないことを展開している。そのために中立を選択したのであろう。彼女の思考の中に、家庭生活の理想と、男女平等の実現問題のジレンマがある。そこには、教育費の問題と共働き夫婦が教材として機能してい

A. U

私の考えとして、女性は家内と呼ばれるから家の中で家族を守ることだと思うし、男性は働いて家族を守ることと思う。だから、私の場合夫婦共働きではなく、私自身男は仕事、女は家庭であると思う。けど、今現代の中で生きていくためには、どうもこの考え方では生きていくことは難しいと思う。今、物価と夫の給料をイコールで結ぶことは不可能だと思う。つりあわない所を女性が補えるはずはないけれど家族だったらやっぱり助け合って補うべきだと思う。理想を実現するためには、課題はたくさんあると思うけど、もっとみんながくらしやすい社会になればいいと思う。

(答案④)

Y. I

私は結婚したら専業主婦になって毎日、家事をしたい。でも、それではきっと、やっていけないと思う。今私は公立中学校に通っているけど、じゅくの費用を年間合計すると私立中学校の授業料とかわらない。今は何かとお金がある時代。こういう時代を生きていく以上、共働きはしょうがないようにも思える。それに女でも仕事が好きな人は結婚しても働きたいだろう。だから、子どもを安心してあずけられる施設はたくさんいると思う。

(答案⑤)

Y. N

私は「家族」というのは、くつろぎ 心の安まる いこいの場所と思うので、将来はやはり、そんな家族をつくっていききたい。そんな家族をつくるには、共働きより、専業主婦の方がいいと思う。私の家は共働きなので、小さいころから家に帰っても誰もいなく、食事も別で、家族団らんを楽しんだことがない。それでは、相談したり、心を許せたりする場所がなくなります。しかし、今の社会は、どうしても妻も働かなければならない状態です。住宅ローンなどいろいろな事で、妻も働かなければ経済的に苦しい状態です。そうして自然に家族といっしょにいる時間がなくなり、バラバラになってしまいます。現代の社会はこのことについて考えなければいけないと思います。

(答案⑥)

ることが読みとれる。

中立の立場から分業主義否定へと変わった(26.7%・表①カ、全体中11.1%)中の一人、Y. Nは子どもとしての自分の体験を元に、理想の家族を思考している(答案⑥)。いこいの場所を家族の理想とし、子どもの立場から母親が家庭にいることを必要としながら、家族の経済のために共働きを肯定し、悩んでいる状況を表現している。ここでは教材「住宅費」や「教育費」の効果が現れていると言えよう。

Y. T

ぼくは、個人的に家庭を中心にできる仕事につきたいです。日曜日などは、子供とあそんだりいろいろ子供とふれ合う家族にしたいです。世の中には、夜もともに寝れない人もいるようですが、ぼくはそういう職業にはつきたいとは思いません。ぼく個人的にはそう思うけれども大人になってみるとどうなるかわかりません。家族とふれ合うことも大切だけど、その家族を養って行くためには仕事をせざるをえないのかも知れません。よく過労死などで死ぬ人は仕事にほこりを持っていた人もいます。家族をやしなうために仕事をして死ぬ、そういう死に方のある人のいる日本はすこしおかしいと思います。

(答案⑦)

Y. Tは、否定から分業主義肯定へと態度を変化させた者(7.6%・表①キ、全体中2.9%)の一人である。

彼は「過労死」を中心に提起して、家族のどんならんと対比で考えている(答案⑦)。彼の思考には、家族制度に関する理念についての検討がない。

ここで、授業後の肯定を選択した生徒たちの答案で共通していることをまとめると、理念的な対立を回避していることである。すなわち、分業肯定に立つ生徒たちは、男女平等ないし夫婦平等の実現を検討しないで、家族の存続と家族を包んでいる社会的

な諸条件を視野に入れた議論を展開する。

M. Sは、分業主義否定から態度中立へ変わった生徒の(21.5%・表①ク、全体中8.2%)の一人である。

M. S

現代の家族は共働きが多くて、子供は赤ちゃんの頃から保育所。小・中学校と大きくなってからはカギッ子でかわいそうだと思う。「子供の教育費のため」もあるけど、小さい子は親といっしょにいる方がいいと思う。女性が仕事と家事の両方を1人でやっていくのも「男女平等」とはいえなくて、おかしいと思う。夫と妻がもっと平等になるように仕事についても家事についても考えていかなければならないと思う。私は、将来、家族をもったら仕事はしないで子供のせわと家事をして、仕事は男の人にがんばってもらいたい。

(答案⑧)

彼女は、男女平等の価値規範・理念を意識しながらも、子どものを保護されるべき者と位置づけている。そのために、ジレンマに陥り男女平等と子どもの保護を両立させようとして、男女の役割分担という方法で切り抜けようとする。

概して、態度中立の立場をとっている生徒の答案は、男女平等理念と他の価値規範とのジレンマに陥る傾向にある。教材「共働き夫婦」が価値対立の場面を提供していると言える。

M. Hは、否定の立場を変えなかった(70.9%・表①ケ、全体中26.9%)。クラスの中での男子の議論

M. H

私の理想の家族は…、私も結婚したからといって仕事をめたくありません。でも女性はいつかは産休というかたちで仕事を休まなくてはならない。けど、夫と家事を分たんして、うまくやっていきたいと思う。…これが私の理想。今は、家の中のことは全部女性がするものだと思います。今は、家の中のことは全部女性がするものだと思います。女性だつてりっぱな仕事はいくらでもあるから、男性がそれに協力するべきだと思う。男性は仕事でつかれてかえってきたから、家事はしないと聞けど、仕事をしてつかれてかえってきたのは女性も同じ。男性がもっと女性に対して理解すれば少しはよくなるかも知れない。

(答案⑨)

に反発して、答案でも分業主義を批判している(答案⑨)。彼女は、女性の就業を女性の自己実現の可能性を追求する場としてとらえ、自己実現の可能性の追求における男女平等を譲らない論理を展開している。ここでは、「過労死」で強調された男性の職場における位置が無視される。むしろ「疲れ」も男女等しいとし、職業面でも両性の平等を前提にした思考が展開され、やや現実離れした形式論に陥るきらいもある。

性別分業を否定する生徒たちの答案の特徴は、男女平等理念・規範を前提にして社会的事象をとらえようとしている点である。そこでは、教材内容で学習したものが価値対立的にとらえられ、男女平等理念の優位性が働いている点が共通して見られる。

おわりに

同じ定期考査で、家族に関する基本的な知識と理解度及び、資料活用技能(グラフの読みとり・法律条文の読みとり)を確認する問題を出題した(後掲「資料編」参照)。

その一方で、「作文」答案を「関心・態度」として評価し点数化(5点満点)

関心・態度得点	0	1	2	3	4	5
人 数	39	55	52	33	27	0
基本的学力平均点	58.9	68.6	75.1	80.9	84.0	—

(表②)

した²⁷⁾。その上で、「関心・態度の得点別」に区分して、それぞれの基本的学力(知識・理解、資料活用)の平均得点を算出すると表②のようになる。平均得点だけで見ると、例外なく「関心・態度」の得点が高いほど、基本的学力の得点平均も高くなっている。しかしながら、個別に検討した場合、基本的学力の得点が高くても、「関心・態度」の得点が高いとは限らない。また、基本的学力の得点の大小関係と、「関心・態度」の得点の大小関係が完全には一致しない。この点については、筆者の基本的学力に関する問題の作成方法にも課題が残っていることを示すものであろう。

情意的な領域の問題であると考えられてきた「関心・意欲・態度」を学力としてとらえることが可能なのか。情意は学力ではないとする立場もある。しかし、到達度評価論は早くから、情意を学力の射程に入れてきた。仮に、学力は測定可能なものであるという立場に立つとしても、測定装置がなければ学力ではない、という議論は成り立たないはずである。むしろ検討されるべき1つの課題は、学力をどのような装置で測定・評価するかであろう。稿を閉じるに当たって、今後の学力測定・評価論の実践的な展開が、大きな課題であることを確認しておきたい。

以上。

※ 初稿は、兵庫教育大学大学院 教育方法講座『授業の探究』第5巻(1994年3月)に所収。

本稿は、それに若干の修正を加えたものである。

※ 所属は、初稿執筆時。

27) 前掲 脚注26)参照。

[資料編]

1. 総括的評価問題(2学期中間考查問題より)

① 資料活用技能を試す問題(法律条文を活用する技能) (通過率38%)

◎ 次の文中の()内に適語を入れて文を完成しなさい。(資料活用技能)

大日本帝国憲法には、家族に関する規定はなく、(ア)旧規定が家族に関して定めていた。(ア)旧規定下では、個人は(イ)のために存在し、個人の幸福追求は二の次におかれた。1つの戸籍に記載された人々は、同居していなく

- 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス(第750条)
- 子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 但男カ満30年女カ満25年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス(第772条)
- 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル(第788条)
- 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス(第749条)
- 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス(第801条)

ても(ウ)権に従うものとされていた。(ウ)は、同じ戸籍に記載された人々の住む場所を指定することができ、結婚に同意する権限などを有していた。そのために、相思相愛の28歳の男性と24歳の女性が結婚するような場合でも、(エ)人の同意がなければ相思相愛の二人が結婚できず、自由な恋愛結婚は非常に困難であった。結婚は、個人の幸福追求の問題ではなく、(イ)と(イ)の結びつきであると考えられ、何よりも(イ)の利益が優先されたからである。また、妻の無能力制度があり、妻は結婚前から持っていた自分の財産でさえ自分で(オ)することを許されず、夫が(オ)した。

しかし、戦後の日本国憲法では、これらを改めるために第24条は、(カ)と両性の(キ)を家族の基本理念として定めた。

第24条は、「婚姻は両性の合意」だけで成立するとして(ク)の自由を保障した。

(ク)の自由は個人を(イ)から解放して(カ)を具体化するもので

ある。さらに、夫婦は(ケ)であるとして、男女(ケ)を家族内においても保障した。それは、戦後の(コ)化を実現するためには、家族内にお

いてこそ、まず(コ)主義が実現されなければならないと考えられたからである。

そして、憲法第24条の趣旨にしたがって、(ア)も改正され、妻の無能力制度は廃止された。現行(ア)では、夫婦の一方が結婚前から持っていた財産は(サ)とされ、妻の財産を夫が管理するということとはなくなった。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

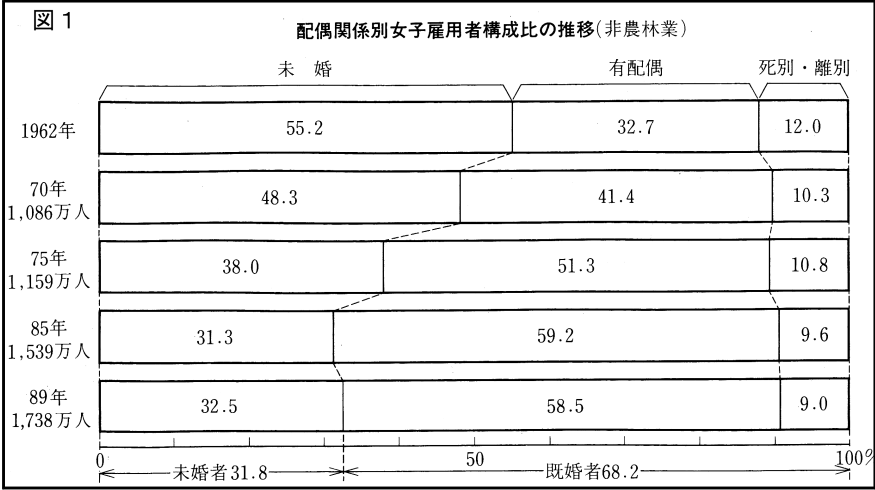
第755条 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次の款に定めるところによる。

第762条 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

- ② 夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。

- ② 資料活用技能を試す問題(グラフ等を読みとる技能) (通過率40%)
- ◎ 次の文を読み、資料をよく見て各問に答えなさい。 (資料活用技能)

女性の社会的な生産労働への参加は、1960年代以降の高度経済成長期から顕著に見られるようになった。当初は、未婚の女性が多数を占めていたが、1970年代のなかばごろからは(ア)の女性が過半数をこえるようになった(図1)。これは、(イ)の妻が労働市場に参加するようになったことを意味する。



(イ)率を世帯主の年齢別にみると、特に(ウ)歳代の夫婦で高い(表1)。これは、消費支出の中で、食費以外の支出の増加の影響が強いと考えられる。

また、雇用形態別には、(イ)の妻の雇用形態は70%以上が(エ)である(表2)。

その背景には、夫の長時間(オ)があり、家事などの家庭責任を妻が果たしている事情があると考えられる。

表1 世帯主の年齢階級別共働き率(勤労者世帯、%)

年次	1979	1984
年齢		
平均	32.8	35.3
30歳未満	27.7	28.1
30-39歳	29.5	30.5
40-49歳	41.0	44.7
50-59歳	30.7	35.0
60歳以上	21.1	17.0

(注) 共働き率 = $\frac{\text{勤労者世帯の共働き世帯(抽出率調整)}}{\text{勤労者世帯計(抽出率調整)}} \times 100$

表2 雇用形態および配偶関係別労働者構成(%)

配偶関係	一般社員・正社員		パートタイマー	
	男性	女性	男性	女性
計	100.0	100.0	100.0	100.0
未婚	29.5	54.4	48.5	13.0
既婚(共働き)	21.7	34.7	19.5	73.4
既婚(共働きでない)	47.7	2.2	28.3	4.7
離別・死別	0.9	8.5	1.9	8.4
不詳	0.2	0.1	1.9	0.5

- (1) 文中の()に適語を入れなさい。
- (2) 下線部1の食費以外の支出で主なものは何か。漢字3文字で答えなさい。
- (3) 下線部2の結果、働き過ぎで突然死をする勤労者が多くなってきており、社会問題となっている。それを何というか。漢字3文字で答えなさい。

③ 社会事象に対する関心・態度を試す問題 (通過率35%)

- ◎ 将来、築いていく「自分の理想の家族」について、自分の意見を答えなさい。

なお、現代家族および社会の現実・問題点をふまえたうえで、理想を実現するにはどんな課題があるかという点にふれること。

(関心・態度)

… 採点基準（次の項目につき、1項目1点を原則とする）

- ① 将来の「自分の理想の家族」像が具体的に示されていること。
 - ② 現代家族の問題点が指摘されていること（家族機能との関連で）。
 - ③ 家族生活に影響すると思われる社会事象を取り上げていること。
 - ④ 子どもの利益優先・個人の尊厳・男女平等などの価値規範との関係で現代家族の課題を考えていること。
 - ⑤ 理想実現のために、現代家族の課題の解決方法を考えていること。
- （「理想」と「課題解決方法」との間に論理矛盾がある場合など、文章全体が論理的に成り立たない場合は、減点2とする。）（5点）

2. 総括的評価問題（2学期期末考査問題より）

社会事象に対する関心・態度を試す問題

（通過率44%）

- ◎ 高齢化社会と将来の自分の生活について、下の語句をすべて使用して（最低条件です）、自分の考えをまとめなさい。

（関心・態度）

高齢化社会 男女平等 個人の尊厳 国 家族

… 採点基準（次の項目につき、1項目2点を原則とする）

- ① 高齢化社会の意味を説明できていること。
- ② 社会や家族内における男女平等の実現状況を具体的にとらえていること。
- ③ 社会や家族内における個人の尊厳（個人の幸せ・生きがいなど）の実現方法について具体的にとらえていること。
- ④ 高齢者およびその家族の生活を保障する責任は、国あるいは家族のどちらが（双方か）負うべきかについて、自分の考えを示していること。
- ⑤ ①から④までの点をふまえて、自分の将来の生き方（役割）を述べているか。
ただし、それぞれが論理的に成立していること。
- ◎ 男女平等および個人の尊厳は、実現されるべき理想であり、現実とは距離がある点。
国あるいは家族を責任主体ととらえているか、どうか重要な点である。